

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 45 号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（平成 12 年岩手県規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(員外利用の許可申請)</p> <p><u>第 2 条 法第 12 条第 3 項の許可を受けようとする者は、消費生活協同組員外利用許可申請書(様式第 1 号)を提出して行わなければならない。</u></p>	<p><u>(他の事業を行うことについての承認申請)</u></p> <p><u>第 2 条 法第 10 条第 3 項ただし書の承認を受けようとする者は、別に定める様式による他の事業を行うことについての承認申請書を提出して行わなければならない。</u></p> <p>(員外利用の許可申請)</p> <p><u>第 3 条 法第 12 条第 4 項第 2 号又は第 3 号の許可を受けようとする者は、別に定める様式による消費生活協同組員外利用許可申請書を提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>(一時役員の職務を行うべき者の選任の請求)</u></p> <p><u>第 4 条 法第 30 条の 2 第 2 項の請求は、別に定める様式による一時役員の職務を行うべき者の選任請求書により行わなければならない。</u></p>
<p>(定款変更の認可申請)</p> <p><u>第 3 条 法第 43 条第 3 項の認可を受けようとする者は、消費生活協同組定款変更認可申請書(様式第 2 号)を提出して行わなければならない。</u></p> <p>(規約の設定、変更又は廃止の認可申請)</p> <p><u>第 4 条 法第 43 条第 4 項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める申請書を提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1) 法第 26 条の 3 第 1 項の規約(以下この条において「規約」という。)の設定 <u>消費生活協同組合共済事業規約設定認可申請書(様式第 3 号)</u></p> <p>(2) 規約の変更 <u>消費生活協同組合共済事業規約変更認可申請書(様式第 4 号)</u></p> <p>(3) 規約の廃止 <u>消費生活協同組合共済事業規約廃止認可申請書(様式第 5 号)</u></p>	<p>(定款変更の認可申請)</p> <p><u>第 5 条 法第 40 条第 4 項の認可を受けようとする者は、別に定める様式による消費生活協同組定款変更認可申請書を提出して行わなければならない。</u></p> <p>(共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請)</p> <p><u>第 6 条 法第 40 条第 5 項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める申請書を提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1) 法第 26 条の 3 第 1 項の規約(以下この条において「規約」という。)の設定 <u>別に定める様式による消費生活協同組合共済事業規約設定認可申請書</u></p> <p>(2) 規約の変更 <u>別に定める様式による消費生活協同組合共済事業規約変更認可申請書</u></p> <p>(3) 規約の廃止 <u>別に定める様式による消費生活協同組合共済事業規約廃止認可申請書</u></p> <p><u>(貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請)</u></p> <p><u>第 7 条 法第 40 条第 6 項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める申請書を提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1) 法第 26 条の 4 の規約(以下この条において「規約」という。)の設定 <u>別に定める様式による消費生活協同組合貸付事業規約設定認可申請書</u></p>

(定款変更届)

第5条 法第43条第6項の届出は、消費生活協同組合定款変更届(様式第6号)により行わなければならない。

(2) 規約の変更 別に定める様式による消費生活協同組合貸付事業規約変更認可申請書

(3) 規約の廃止 別に定める様式による消費生活協同組合貸付事業規約廃止認可申請書

(定款変更届)

第8条 法第40条第8項の届出は、別に定める様式による消費生活協同組合定款変更届により行わなければならない。

(共済事業の譲渡等の届出)

第9条 法第50条の2第5項の届出は、別に定める様式による消費生活協同組合共済事業譲渡等届により行わなければならない。

(価格変動準備金を積み立てないことについての認可申請)

第10条 法第50条の9第1項ただし書の認可を受けようとする者は、別に定める様式による価格変動準備金を積み立てないことについての認可申請書を提出して行わなければならない。

(価格変動準備金の取崩しの認可申請)

第11条 法第50条の9第2項ただし書の認可を受けようとする者は、別に定める様式による価格変動準備金取崩認可申請書を提出して行わなければならない。

(契約条件の変更の申出)

第12条 法第53条の4第1項の申出は、別に定める様式による契約条件変更申出書により行わなければならない。

(契約条件の変更に係る承認申請)

第13条 法第53条の13第1項の承認を受けようとする者は、別に定める様式による契約条件変更承認申請書を提出して行わなければならない。

(合理的理由等により基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認申請)

第14条 消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第1号。以下「省令」という。)第224条第1項第10号の承認を受けようとする者は、別に定める様式による合理的理由等により基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認申請書を提出して行わなければならない。

(1年を超えて基準議決権数を超えて議決権を有することについての共済事業兼業組合等による承認申請)

第15条 法第53条の17第2項ただし書の承認を受けようとする者は、別に定める様式による1年を超えて基準議決権数を超えて議決権を有することについての共済事業兼業組合等による承認申請書を提出して行わなければならない。

(設立の認可申請)

第6条 法第57条第1項の申請は、消費生活協同組合設立認可申請書(様式第7号)により行わなければならない。

2 前項の申請において、発起人がその代表者を定めたときは、その申請書に設立代表者(設立者代理人)権限証明書(様式第8号)を添付しなければならない。

(設立の認可に関する証明書)

第7条 法第59条第2項の認可に関する証明書の交付を請求しようとする発起人は、消費生活協同組合設立認可証明書交付申請書(様式第9号)を提出して行わなければならない。

(解散認可申請)

第8条 法第62条第2項の認可を受けようとする者は、消費生活協同組合解散認可申請書(様式第10号)を提出して行わなければならない。

(解散組合の継続)

第9条 法第63条第1項の申請は、消費生活協同組合解散組合継続認可申請書(様式第11号)により行わなければならない。

(解散の届出)

第10条 法第64条第2項の届出は、消費生活協同組合解散届(様式第12号)により行わなければならない。

(合併の認可申請)

第11条 法第65条第2項の認可を受けようとする者は、合併により消費生活協同組合(以下「組合」という。)を新設する場合にあっては消費生活協同組合合併(新設)認可申請書(様式第13号)を、合併する組合の一方が合併後存続する場合にあっては消費生活協同組合合併(吸収)認可申請書(様式第14号)を提出しなければならない。

(総会又は総代会に関する報告)

(1年を超えて基準議決権数を超えて議決権を有することについての共済事業專業組合による承認申請)

第16条 法第53条の19第2項において準用する法第53条の17第2項ただし書の承認を受けようとする者は、別に定める様式による1年を超えて基準議決権数を超えて議決権を有することについての共済事業專業組合による承認申請書を提出して行わなければならない。

(設立の認可申請)

第17条 法第57条第1項の申請は、別に定める様式による消費生活協同組合設立認可申請書により行わなければならない。

2 前項の申請において、発起人がその代表者を定めたときは、その申請書に別に定める様式による設立代表者(設立者代理人)権限証明書を添付しなければならない。

(設立の認可に関する証明書)

第18条 法第59条第2項の認可に関する証明書の交付を請求しようとする発起人は、別に定める様式による消費生活協同組合設立認可証明書交付申請書を提出して行わなければならない。

(解散認可申請)

第19条 法第62条第2項の認可を受けようとする者は、別に定める様式による消費生活協同組合解散認可申請書を提出して行わなければならない。

(解散組合の継続)

第20条 法第63条第1項ただし書の申請は、別に定める様式による消費生活協同組合解散組合継続認可申請書により行わなければならない。

(解散の届出)

第21条 法第64条第2項の届出は、別に定める様式による消費生活協同組合解散届により行わなければならない。

(合併の認可申請)

第22条 法第69条第1項の認可を受けようとする者は、合併により消費生活協同組合(以下「組合」という。)を新設する場合にあっては別に定める様式による消費生活協同組合合併(新設)認可申請書を、合併する組合の一方が合併後存続する場合にあっては別に定める様式による消費生活協同組合合併(吸収)認可申請書を提出しなければならない。

(一時清算人の職務を行うべき者の選任の請求)

第23条 法第73条において準用する法第30条の2第2項の請求は、別に定める様式による一時清算人の職務を行うべき者の選任請求書により行わなければならない。

第12条 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）は、総会又は総代会が終了したときは、その終了した日から起算して2週間以内に、総会（総代会）終了報告書（様式第15号）により知事に報告しなければならない。

（登記等に関する届出）

第13条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める届出書により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

- （1） 設立、合併、解散又は清算終了の登記をしたとき。 登記完了届（様式第16号）
- （2） 理事又は監事の氏名又は住所に変更のあったとき。 理事（監事）変更届（様式第17号）
- （3） 組合を代表する理事、専務理事又は清算人を定めたとき。 代表理事（専務理事、清算人）選任届（様式第18号）
- （4） 事務所を変更したとき。 事務所変更届（様式第19号）
- （5） 事業の全部若しくは一部を休止し、又は休止していた事業を再開したとき。 事業休止（再開）届（様式第20号）
- （6） 破産手続開始の申立てをしたとき、又は破産手続開始の決定を受けたとき。 破産手続開始申立（決定接受）届（様式第21号）
- （7） 定款に定めた解散事由が発生したとき。 解散事由発生届（様式第22号）
- （8） 法第35条第2項又は法第41条第1項の請求を受けたとき。 総会招集（役員解任）請求受理届（様式第23号）

（検査の請求及び議決、選挙又は当選の取消請求）

第14条 法第94条第1項の検査の請求は、検査請求書（様式第24号）により行わなければならない。

2 法第96条の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求は、議決（選挙、当選）取消請求書（様式第25号）により行わなければならない。

（登記等に関する届出）

第24条 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める届出書により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

- （1） 設立、合併、解散又は清算終了の登記をしたとき。 別に定める様式による登記完了届
- （2） 理事又は監事の氏名又は住所に変更のあったとき。 別に定める様式による理事（監事）変更届
- （3） 代表理事、理事長、専務理事又は清算人を定めたとき。 別に定める様式による代表理事（理事長、専務理事、清算人）選任届
- （4） 事務所を変更したとき。 別に定める様式による事務所変更届
- （5） 事業の全部若しくは一部を休止し、又は休止していた事業を再開したとき。 別に定める様式による事業休止（再開）届
- （6） 破産手続開始の申立てをしたとき、又は破産手続開始の決定を受けたとき。 別に定める様式による破産手続開始申立（決定接受）届
- （7） 定款に定めた解散事由が発生したとき。 別に定める様式による解散事由発生届
- （8） 法第33条第1項又は法第35条第2項の請求を受けたとき。 別に定める様式による役員解任（総会招集）請求受理届（決算関係書類等の提出の延期の承認申請）

第25条 省令第248条第2項の承認を受けようとする者は、別に定める様式による決算関係書類等の提出の延期の承認申請書を提出して行わなければならない。

（検査の請求及び議決、選挙又は当選の取消請求）

第26条 法第94条第1項の検査の請求は、別に定める様式による検査請求書により行わなければならない。

2 法第96条第1項の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求は、別に定める様式による議決（選挙、当選）取消請求書により行わなければならない。

（共済事業を行う組合に係る届出）

第27条 法第96条の2の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 法第96条の2第1号に該当するとき。別に定める様式による共済代理店設置（廃止）届
- (2) 法第96条の2第2号に該当するとき。別に定める様式による共済計理人選任（退任）届
- (3) 法第96条の2第3号に該当するとき。別に定める様式による子会社等保有届
- (4) 法第96条の2第4号に該当するとき。別に定める様式による子会社等でなくなったことについての届
- (5) 法第96条の2第5号に該当するとき。別に定める様式による業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始届
- (6) 省令第254条第1項第1号又は第4号に該当するとき。  
別に定める様式による共済事業兼業（専業）組合が子会社対象会社を子会社としようとする事についての届
- (7) 省令第254条第1項第2号又は第5号に該当するとき。  
別に定める様式による共済事業兼業（専業）組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなったことについての届
- (8) 省令第254条第1項第3号又は第6号に該当するとき。  
別に定める様式による共済事業兼業（専業）組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となったことについての届
- (9) 省令第254条第1項第7号又は第10号に該当するとき。  
別に定める様式による共済事業兼業（専業）組合が他の会社を子会社としたことについての届
- (10) 省令第254条第1項第8号又は第11号に該当するとき。  
別に定める様式による共済事業兼業（専業）組合の子会社の議決権の取得（保有）届
- (11) 省令第254条第1項第9号又は第12号に該当するとき。  
別に定める様式による共済事業兼業（専業）組合の子会社の名称等変更（合併・業務廃止）届
- (12) 省令第254条第1項第13号又は第17号に該当するとき。  
別に定める様式による基準議決権数を超えて国内の会社の議決権を有することについての共済事業兼業（専業）組合による届
- (13) 省令第254条第1項第14号又は第18号に該当するとき。  
別に定める様式による基準議決権数を超えて国内の子会社対象会社の議決権を有することについての共済事業兼業（専業）組合による届
- (14) 省令第254条第1項第15号又は第19号に該当するとき。  
別に定める様式による基準議決権数を超える部分の議決

権を保有しなくなったことについての共済事業兼業（専業）組合による届

(15) 省令第254条第1項第16号又は第20号に該当するとき。

別に定める様式による基準議決権数を超えて議決権を保有する会社が業務内容を変更することとなったことについての共済事業兼業（専業）組合による届

(16) 省令第254条第1項第21号に該当するとき。 別に定め

る様式による異常危険準備金について基準によらない積立て（取崩し）を行おうとすることについての届

(17) 省令第254条第1項第22号に該当するとき。 別に定め

る様式による不祥事件の発生届

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第25号までを削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の消費生活協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。